

【 計 画 】 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
提出書類のご案内

● 計 画 期 間

3 か月以上 1 年以内

※計画開始日は、最初に雇用管理制度または業務負担軽減機器等を最初に導入する月の初日となりま

● 計画の提出期間

計画開始日からさかのぼって 6 か月前～ 1 か月前の日の前日

(例)導入予定が令和7年10月 1日の場合、
計画開始日 … 令和7年10月 1日
計画提出期間 … 令和7年 4月 1日 ～ 令和7年 8月31日

● 提 出 先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL043-441-5678

● 提 出 書 類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

確 認 事 項			チェック欄	枚数記入欄		
			☒	事業主	所	局
1	本社の所在地が 千葉県内 の事業所であるか	※県外の場合には管轄の各都道府県労働局に提出してください。	☐			
必 須 提 出 書 類						
2	「人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)雇用管理制度等整備計画書」		(様式第a-1号)	☐		
3	導入する雇用管理制度に応じた概要票(様式第a-1号 別紙)	☐ 賃金規定制度	別紙1 導入する賃金規定制度の概要票	☐		
		☐ 諸手当等制度	別紙2 導入する諸手当制度の概要票			
		☐ 人事評価制度	別紙3 導入する人事評価制度の概要票	☐		
		☐ 職場活性化制度	別紙4 導入する職場活性化制度の概要票	☐		
		☐ 健康づくり制度	別紙5 導入する健康作り制度の概要票	☐		
		☐ 雇用環境整備の措置	別紙6 実施する雇用環境整備の措置の概要票	☐		
4	事業所における雇用管理制度対象労働者名簿		(様式第a-1号 別紙7)	☐		
5	人事評価制度を導入する場合		(様式第a-1号 参考様式1)			
6	「事業所確認票」		(様式第a-2号)	☐		
7	労働協約または就業規則(規定集も含みます)雇用管理制度を導入する場合	現行(制度導入前)	賃金規定・教育訓練規定・健康管理規定等の運用条件を定めた規定がある場合は、それらも併せて提出してください。	☐		
		(案) ※導入する制度の概要票に基づいて変更する内容が記載されているもの				
8	業務負担軽減機器等の見積書		2社分	☐		
9	業務負担軽減機器等の概要が確認できる書類		機器・設備等のパンフレット等	☐		
10	離職理由が分かる書類		離職票 等 (社会保険加入要件に該当する事業所のみ)	☐		
11	対象労働者の要件が分る書類		雇用契約書または労働条件通知所	☐		
12	雇用管理制度等整備計画の改定の場合		改定として取り扱う賃金規定・人事評価規定	☐		
※ 審査に必要が生じた場合、提出書類のほかに千葉労働局長が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。						

※ 同時に複数の雇用管理制度整備計画を提出することはできません。

※導入する雇用管理制度を追加する場合等は、計画の変更が必要です。

<計画の変更>

計画の内容に変更が生じるときは、すみやかに計画の変更を申請する必要があります。
変更の内容によって、提出書類、提出期限が異なりますので、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。
(変更の内容・時期によっては、変更が認められないこともあります。)

千葉労働局職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

千葉労働局様式(R7.4)

認定後の計画変更書の提出が必要となる事項

- 1 雇用管理制度整備計画期間の延長・短縮する場合
- 2 導入する雇用管理制度区分を変更する場合
- 3 導入する雇用管理制度の種類を変更する場合
- 4 導入する雇用管理制度の範囲・人数・選定基準等を変更する場合
- 5 就業規則等の施行予定日(導入予定日)を変更する場合
- 6 「事業所確認票」を変更する場合